

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第319号)

平成16年8月30日

平成16年8月30日

横浜市交通事業管理者

魚谷 憲治 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年11月19日交設第275号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「平成12年3月21日締結 基本協定書（横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「平成12年3月27日締結 調査・設計協定書（横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (3) 「平成13年3月14日締結 工事施行協定書（横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (4) 「横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業に伴う工事予納金について（平成12年度交設第216号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (5) 「東急東横線日吉駅と交差する横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業の施行に伴う工事に要する平成14年度分費用について（平成14年度交設第108号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (6) 「高速鉄道4号線日吉駅詳細設計 設計図（平成14年3月）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (7) 「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成12年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (8) 「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成13年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (9) 「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成14年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料（平成13年4月23日決裁）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (10) 「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成15年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料（平成14年4月25日決裁）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (11) 「交通局が地下鉄4号線に関して東急電鉄と結んだ「基本協定書」に係り、工事の概算総額の内訳を決めた文書（工事費・事務費などの細目に係るもののみ）平成13年の「予納金」の細目が見える文書（平成13年3月14日締結工事施行協定書（横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業）及び横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業に伴う工事予納金について（平成12年度交設第216号）を除く）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (12) 「日吉駅工区の東急電鉄の「仮設工事」に関する設計成果物」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、(1)「平成12年3月21日締結 基本協定書(横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業)」、(2)「平成12年3月27日締結 調査・設計協定書(横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業)」、(3)「平成13年3月14日締結 工事施行協定書(横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業)」、(4)「横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業に伴う工事予納金について(平成12年度交設第216号)」及び(5)「東急東横線日吉駅と交差する横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業の施行に伴う工事に要する平成14年度分費用について(平成14年度交設第108号)」を一部開示とした決定のうち、法人代表者印の印影を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

横浜市交通事業管理者が、(6)「高速鉄道4号線日吉駅詳細設計 設計図(平成14年3月)」、(7)「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成12年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料」、(8)「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成13年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料」及び(9)「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成14年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料(平成13年4月23日決裁)」を一部開示とした決定は、妥当ではなく、これを開示すべきである。

横浜市交通事業管理者が、(10)「高速鉄道4号線のずい道費に関する平成15年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料(平成14年4月25日決裁)」を一部開示とした決定並びに(11)「交通局が地下鉄4号線に関して東急電鉄と結んだ「基本協定書」に係り、工事の概算総額の内訳を決めた文書(工事費・事務費などの細目に係るもののみ)、平成13年の「予納金」の細目が見える文書(平成13年3月14日締結工事施行協定書(横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業)及び横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業に伴う工事予納金について(平成12年度交設第216号)を除く)」及び(12)「日吉駅工区の東急電鉄の「仮設工事」に関する設計成果物」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(1)「平成12年3月21日締結 基本協定書(横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業)」(以下「文書1」という。)、(2)「平成12年3月27日締結 調査・設計協定書(横浜市高速鉄道4号線日吉駅建設事業)」(以下「文書2」という。)、

(3)「平成 13 年 3 月 14 日締結 工事施行協定書(横浜市高速鉄道 4 号線日吉駅建設事業)」(以下「文書 3」という。)、(4)「横浜市高速鉄道 4 号線日吉駅建設事業に伴う工事予納金について(平成 12 年度交設第 216 号)」(以下「文書 4」という。)、(5)「東急東横線日吉駅と交差する横浜市高速鉄道 4 号線日吉駅建設事業の施行に伴う工事に要する平成 14 年度分費用について(平成 14 年度交設第 108 号)」(以下「文書 5」という。)、(6)「高速鉄道 4 号線日吉駅詳細設計 設計図(平成 14 年 3 月)」(以下「文書 6」という。)、(7)「高速鉄道 4 号線のずい道費に関する平成 12 年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料」(以下「文書 7」という。)、(8)「高速鉄道 4 号線のずい道費に関する平成 13 年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料」(以下「文書 8」という。)、(9)「高速鉄道 4 号線のずい道費に関する平成 14 年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料(平成 13 年 4 月 23 日決裁)」(以下「文書 9」という。)、(10)「高速鉄道 4 号線のずい道費に関する平成 15 年度予算案及び日吉駅工区の内訳資料(平成 14 年 4 月 25 日決裁)」(以下「文書 10」という。)、(11)「交通局が地下鉄 4 号線に関して東急電鉄と結んだ「基本協定書」に係り、 工事の概算総額の内訳を決めた文書(工事費・事務費などの細目に係るもののみ。以下「概算総額内訳」という。)、 平成 13 年の「予納金」の細目がわかる文書(以下「予納金細目」という。)(平成 13 年 3 月 14 日締結工事施行協定書(横浜市高速鉄道 4 号線日吉駅建設事業)及び横浜市高速鉄道 4 号線日吉駅建設事業に伴う工事予納金について(平成 12 年度交設第 216 号)を除く)」(以下「文書 11」という。)及び(12)「日吉駅工区の東急電鉄の「仮設工事」に関する設計成果物」(以下「文書 12」という。以下、文書 1 から文書 12 までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市交通事業管理者(以下「実施機関」という。)が、平成 14 年 8 月 22 日付、平成 14 年 9 月 11 日付及び平成 14 年 10 月 4 日付で行った文書 1 から文書 10 までの一部開示決定並びに文書 11 及び文書 12 の非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといものである。

### 3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

本件申立文書のうち文書 1 から文書 10 までについては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 7 条第 2 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に該当するため一部を非開示としたものであり、本件申立文書のうち文書 11 及び文書 12 については不存在であるため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書1から文書5までに記録されている法人代表者印の印影については、公にすることにより、当該法人の財産権を侵害されるおそれがある情報であることから、本号に該当し非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 文書1から文書3まで及び文書6の図面中に記録されている地下鉄出入口及び第1換気塔の位置、形状については、実施機関の設計上の考え方を表示したもので、現在、土地所有者と協議中である。

地下鉄出入口及び換気塔は、民有地に設置を計画しており、土地所有者との交渉、協議により買収、又は地上権設定を行い位置が決まる。また、形状等についても土地所有者との協議により決まる。

本件申立文書に記録されているものは、位置、形状が決定されたものではなく、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条（工事の施行の認可）に基づき国土交通省へ申請した位置、形状であり、申請上、出入口及び換気塔は鉄道施設として明記しておく必要があることから、土地所有者と合意を得ない段階で設定したものである。

また、駅出入口及び換気塔は、周辺の都市計画施設等と一体整備する場合等を除き、機能的な条件が整えば特定の位置に設置する必然性はなく、駅周辺の土地利用状況や土地所有者の協力により位置が決まることから、高速鉄道4号線都市計画決定に関する都市計画区域には定めていない。

土地の権利設定が完了していない段階で、行政として意思決定されていないこれらの情報を公開すると、地下鉄出入口及び換気塔の位置、形状等があたかも決定したかのような誤解を市民に与え、今後の土地所有者との交渉、協議により確定した場合、本件申立文書と違う位置、形状となることが考えられ、その結果それぞれの情報が交錯し混乱を招くおそれがあり、また、土地所有者との交渉、協議に支障をきたすおそれがあると判断されることから、本号に該当し非開示とした。

イ 文書10の新規項目、数量、単価及び金額に係る部分については、平成15年度の予算案編成にあたって、国土交通省への補助金要望額算定のための資料として、平成14年5月の早い段階において、平成15年度要望額を担当課で見積もり、作成したものである。

平成15年度予算案は、6月以降の国土交通省の補助金審査や本市の審議等、長期にわ

たる予算編成の過程で、要望額が変更、調整される可能性を有し、年明けに決まることから、開示請求時には、意思決定されていないものであり、この情報を公開すると、予算編成過程の一時期における情報が、予算もしくは予算案とされ、将来の施策があたかも確実に文書10のとおり展開されるかのような誤解を市民の間に生じさせ、また、その後、要求内容に変更があり、当該項目に係る異なった情報が開示された場合、同一項目に関する複数の情報が存在することとなり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 文書2から文書5までに記録されている協定金額は、日吉駅を建設するため実施機関が東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という。）に委託した調査・設計及び工事費の全体概算金額である。

東急電鉄は、この協定金額に基づいて、調査・設計については、競争入札等によりその一部を発注しており、今後残りの調査・設計について発注する予定である。工事については、工事期間が長期になることから、工事段階別に工事発注を分割して、現在、綱島街道部及び日吉駅西口方商店街部の土留杭打設工事、地上部の路面覆工工事までの最初の工事を競争入札により発注している。

今後、分割して発注する残りの工事（綱島街道及び日吉駅西口方商店街部掘削工事、慶應内トンネル掘削工事、東急下掘削工事、構造物築造工事、道路復旧工事等）については、工事の進捗に合わせ、当初発注時に競争入札で落札した工事業者に発注する予定である。

また、協定金額は、調査・設計及び工事の完了後に、発注された契約金額をもとに精算をする予定である。

現段階において、これら概算金額を公にすると、業者がその金額を知ることにより、東急電鉄が行う発注業務に影響を与え、当該契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、実施機関が委託した協定金額の執行及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、本号に該当し非開示とした。

イ 文書7から文書10までに記録されている未発注工事の数量、単価及び金額に係る部分については、未契約工事の予定工事費の情報が含まれており、現段階で予定金額を公にすると、業者がその金額を知ることにより、今後の発注業務に影響を与え、当該契約事

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ 文書10に記録されている新規項目、数量、単価及び金額に係る部分については、平成15年度の予算要求に当たり、国土交通省や本市等へ要望する補助金等の算出基礎となる事業費の算定のための資料として担当課が作成したものである。

これらの数値等に基づき予算要求書が作成されることから、予算要求書と密接不可分の関係にあり、開示された場合、予算要求書が開示されたのと同様に、社会経済情勢等を踏まえた総合的な視点からの施策の検討、展開を図りにくくなるなど、今後の予算編成事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

#### (4) 文書の不存在について

ア 文書11のうち概算総額内訳については、平成14年8月22日付交設第129号により一部開示決定した文書3に記載されている工事等概算額調書が対象行政文書に該当し、文書11のうち予納金細目については、平成14年8月22日付交設第129号により一部開示決定した文書4に記載されている平成13年度工事費等概算額調書及び工事費内訳が対象行政文書に該当し、それぞれ、当該文書以外は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

イ 文書12については、調査・設計協定に基づき東急電鉄に仮設構造物設計を委託しており、設計が完了した時点で成果物の引渡しを受けることになっているが、設計業務を継続中であるため、当該文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 横浜市は地方自治法が規定する地方公共団体のはずである。ところが実施機関によれば、市営地下鉄4号線、とりわけ日吉駅工区の建設計画は横浜市の事業といえるものではない。東急電鉄が横浜市から占取した「租借地＝事実上の植民地」ともいうべきものであり、横浜市の主権が及ぶ地域ではない。そうした地に、何故、私たちが出す税金が投入されなければならないのか。横浜市交通局は横浜市に送り込まれた東急電鉄の「代理人＝エージェント」ということなのか。

実施機関の主張は、基本的なところからおかしい。例えば、平成15年度の予算案は平成15年2～3月に開催される市議会で決裁されるはずである。横浜市長は提案者であっ

て、決裁者ではない。ましてや横浜市の交通局長が、平成14年度に入ってわずか1カ月もたたない平成14年4月25日に決裁できるはずがない。

- (2) 特に問題を感じるのは、東急電鉄と結んだ基本協定書に係る工事の概算総額の内訳及び予納金の細目が分かる文書の全部非開示処分である。私のこれまでの経験によれば、予納金制度をとっている部局は他になく、委託金額を公開しない部局は存在しない。交通局も他の部局の例にならうべきである。

## 5 審査会の判断

- (1) 横浜高速鉄道4号線日吉駅建設事業について

高速鉄道4号線建設事業は、横浜市が整備を計画している市営地下鉄事業であり、東急電鉄東横線の日吉駅からJR横浜線の中山駅までを計画区間とし、平成19年の開業を目途に現在整備が進められている。

当該事業のうち、東急電鉄東横線日吉駅と交差する横浜高速鉄道4号線日吉駅建設事業（以下「日吉駅建設事業」という。）の施行については、平成12年3月21日に横浜市と東急電鉄との間で基本協定が締結され、その中で、日吉駅建設事業の施行に伴う調査・設計等は東急電鉄が行うこと、工事は東急電鉄が行うことを基本とすること、事業の費用は横浜市の負担とすること等が定められている。

東急電鉄は、日吉駅工区の土木工事の一部を東急・大成・相鉄建設共同企業体に委託しており、平成13年4月に着手された当該工事は、現在もなお継続中であることが認められる。

- (2) 日吉駅建設事業に係る予算編成について

交通局の予算編成に当たっては、局内各課から予算要求書等の資料を経理課に提出し、経理課において交通局全体の予算の調整等が行われる。日吉駅建設事業については、国土交通省の補助金を財源の一部としているので、このような交通局内部の予算編成とは別に国土交通省に対し補助金の予算要望を毎年6月ころに行っている。このときの国庫補助要望額をもとに日吉駅建設事業に係る予算要求書等の予算要求資料を作成し、交通局の予算編成を行うこととなるが、国の予算編成の影響を受けるため、国からの内示等の状況により必要に応じて調整を行うこととなる。また、国の補助に対応して、一般会計からの補助が必要となるため、別途交通局から財政局に一般会計繰出金の予算要求を行っている。



(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、日吉駅建設事業の施行に関して横浜市が作成し、又は取得した文書であり、その具体的な内容は次のとおりである。

ア 文書 1 について

文書 1 は、横浜市と東急電鉄との間で、日吉駅建設事業の施行に係る基本事項を確認するために作成された基本協定書であり、基本協定書本文、事業施行範囲図、日吉駅計画図及び用地図で構成されており、事業の範囲、4号線日吉駅の計画、事業の費用負担、調査・設計等の実施方法、工事の施行、財産の帰属及び管理、事業の用地、工事用地の確保等に関する情報が記録されている。

イ 文書 2 について

文書 2 は、横浜市が東急電鉄に日吉駅建設事業の施行に伴う工事着手前の各種調査及び仮設構造物の設計等を委託するにあたり、両者の間で締結した調査・設計協定書であり、調査・設計協議書本文、予算計画書及び範囲図で構成されており、調査・設計等の範囲、内容、施行、費用及び負担、費用の支払い及び精算、調査・設計等の変更、成果品の引き渡し、予算計画等に関する情報が記録されている。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、横浜市が東急電鉄に日吉駅建設事業の施行に伴う工事を委託するにあたり、両者の間で締結した工事施行協定書であり、工事施行協定書本文、工事費等概算額調書、施行範囲図及び財産区分図で構成されており、工事の位置及び範囲、工事の施行、工事の費用、費用の支払い及び精算、工事用地等の確保、財産の帰属及び管理、施設物の引渡し、工事費等概算額等に関する情報が記録されている。

エ 文書 4 について

文書 4 は、平成 13 年度分の工事費の支払い額（予納金額）に関する東急電鉄からの協議に対し、実施機関が回答をする際に作成した起案文書であり、起案表紙、起案本文（協議内容、予納額、協定金額等）、日吉駅工事施行協定締結後の事務処理フロー、東急電鉄からの協議文書（平成 13 年度工事費等概算額調書を含む。）、回答文案、「横浜市高速鉄道 4 号線日吉駅建設事業に伴う工事施行協定の締結等について」の起案文書（写し）、工事施行協定書（写し）、工事費等概算額調書及び工事費内訳で構成されている。

オ 文書 5 について

文書 5 は、平成 14 年度分の工事費の支払い額（予納金額）に関する東急電鉄からの協議に対し、実施機関が回答し、当該予納金を支出する際に作成した起案文書であり、起案表紙、起案本文（処理内容、協議内容、予納額、協定金額、支出科目、支払い方法等）、回答文案、東急電鉄からの協議文書（工事費等内訳表を含む。）、工事費内訳、予算差引表等で構成されている。

カ 文書 6 について

文書 6 は、実施機関が設計業者に委託して作成した日吉駅の構造物等に関する設計成果物であり、線路実測平面図、線路実測縦断図、地質縦断図、日吉駅構造一般図、配筋図、駅一般図等で構成されている。

キ 文書 7 から文書 10 までについて

国土交通省への予算要望に当たって、交通局では、関係各課から予算案及び内訳請求資料を計画課を経由して経理課に提出し、経理課において提出された予算案及び内訳請求資料に基づいて、国土交通省への予算要求資料を作成している。

文書 7 から文書 10 までは、国土交通省の予算要求ヒアリングのために、設計課が作成して計画課に提出した、平成 12 年度から平成 15 年度までの各年度の高速度鉄道 4 号線のずい道費に係る予算案及び日吉駅工区の内訳請求資料であり、予算案には工区ごとのずい道費、補償費及び測量費が記録され、内訳請求資料には日吉駅工区の土木工事等に係る数量、単価及び金額等が記録されている。

ク 文書 11 について

文書 11 は、実施機関が高速度鉄道 4 号線に関して東急電鉄と結んだ「基本協定書」に関して、工事の概算総額を決めた文書（工事費・事務費などの細目に係るもののみ）及び平成 13 年の「予納金」の細目がわかる文書のうち、文書 3 及び文書 4 を除いた文書である。

ケ 文書 12 について

文書 12 は、実施機関が東急電鉄に委託した仮設構造物設計に係る設計成果物である。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 から文書 5 までに記録されている法人代表者印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 文書 1 から文書 5 までに記録されている法人代表者印の印影は、開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産の保護に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 2 項第 5 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 5 号では、「市の機関並びに国・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 から文書 3 まで及び文書 6 の図面に記録されている地下鉄出入口及び第 1 換気塔の位置、形状に係る情報並びに文書 10 に記録されている新規項目、数量、単価及び金額に係る情報について、本号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

ウ 地下鉄出入口及び第 1 換気塔の位置、形状に係る情報について

(ア) 実施機関が非開示とした地下鉄出入口及び第 1 換気塔の位置、形状に係る情報は、基本協定書の添付書類である事業施行範囲図、日吉駅計画図及び用地図、調査・設計協定書の添付書類である範囲図、工事施行協定書の添付書類である施行範囲図及び財産区分図並びに実施機関が設計業者に委託して作成した日吉駅の構造物等に関する設計成果物に記録されているものである。

(イ) 当該情報の本号該当性を検討するために、平成 16 年 4 月 16 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

a 地下鉄出入口及び第 1 換気塔を民有地に設置することを計画しているが、その位置は、土地所有者との交渉により実際に当該土地を取得し、又は地上権を設定することにより確定することとなる。また、その形状も、土地所有者との協議により決まるものである。

b 当該図面に記録されている地下鉄出入口及び第 1 換気塔の位置、形状に関する情報は、位置、形状が決定されたものではなく、鉄道事業法第 8 条（工事の施行の認可）に基

づき国土交通省へ申請した位置、形状であり、申請上、出入口及び換気塔は鉄道施設として明記しておく必要があることから、土地所有者と合意を得ない段階で設定したものである。また、駅出入口及び換気塔は、周辺の都市計画施設等と一体整備する場合等を除き、機能的な条件が整えば特定の位置に設置する必然性はなく、駅周辺の土地利用状況や土地所有者の協力により位置が決まることから、高速鉄道4号線都市計画決定に関する都市計画区域には定めていない。

- c 当該図面に記録されている地下鉄出入口及び第1換気塔の位置、形状に関する情報は、土地の取得や地上権設定による権利の確保がなされていない時点における実施機関の設計上の考え方を表示したものであり、その後の土地所有者との交渉、協議段階における審議、検討又は協議の対象となる情報である。
  - d 本件処分を行った平成14年7月及び同年10月の時点では土地所有者との交渉、協議が継続中であり、このように土地の取得や地上権設定による権利の確保等がなされていない時点で、行政として意思決定されていないこれらの情報を開示すると、地下鉄出入口及び換気塔の位置、形状が、あたかも当該図面に記録された形で決定したかのような誤解を市民に与えるおそれがある。そして、今後の土地所有者との交渉、協議を行った結果により最終的に決定するものが、当該図面と違う位置、形状となることが考えられることから、複数の異なる情報が開示されることとなった場合、それぞれの情報が交錯し、市民の間に混乱を招くおそれがある。また、継続中の土地所有者との交渉、協議に支障をきたすおそれがある。
- (ウ) 以上の実施機関からの事情聴取も踏まえて、当審査会では、次のとおり判断した。
- a 実施機関が本件処分を行った時点では、地下鉄出入口及び第1換気塔の設置予定地の取得や地上権設定について、未だ土地所有者との交渉、協議が継続中であったこと及び土地所有者との交渉、協議を経て、その位置、形状の最終形が決定されることは認められるが、このことをもって、文書1から文書3まで及び文書6に記録されている地下鉄出入口及び第1換気塔の位置、形状に関する情報が、実施機関内部における審議、検討又は協議段階にあったと判断することはできない。
  - b そもそも、本号で規定する「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関等の内部又は相互間において、審議、検討又は協議が継続中の最終的な意思決定がなされていない情報である。

そして、市の機関等が土地所有者などと対外的な交渉、協議を行う場合、その前段階で、市の機関等の内部において、対外的な交渉、協議に当たったの方針等を審議、検討又は協議を経て意思決定した上で、交渉、協議に臨むことが通常であるとする。

そうであるとすれば、文書1から文書3まで及び文書6に記録された地下鉄出入口及び第1換気塔の位置、形状に関する情報が、土地の取得や地上権設定による権利の確保がなされていない時点における実施機関の設計上の考え方を表示したものであり、今後、土地所有者との交渉、協議を踏まえて、実施機関内部で行われる様々な観点からの見直しや変更がおこなわれる可能性を有するものであるとしても、土地所有者との交渉、協議を開始する時点では、実施機関内部における、審議、検討又は協議の上、いったんは、既に一度意思決定された情報と考えるのが相当である。

c) したがって、文書1から文書3まで及び文書6に記録されている地下鉄出入口及び第1換気塔の位置、形状に関する情報は、本号で規定する審議、検討又は協議に関する情報に該当するものとはいえず、本号に該当しない。

エ 文書10に記録されている新規項目、数量、単価及び金額に係る情報について

(ア) 実施機関は、文書10で非開示とした情報を開示すると、予算編成過程の一時期における情報が、予算若しくは予算案とされ、将来の施策があたかも確実に文書10のとおり展開されるかのような誤解を市民の間に生じさせ、また、その後、要求内容に変更があり、当該項目に係る異なった情報が開示された場合、同一項目に関する複数の情報が存在することとなり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、本号に該当すると主張しているため、以下検討する。

(イ) 文書10は、国土交通省に対し補助金を要求するために提出する資料の原案を関係課である計画課で作成し、経理課に提出したものである。また、このときに国土交通省に要求した補助金額に基づき、本件事業関係の交通局の予算編成が行われることから、交通局の予算要求のための資料という側面も併せ持っている。このため、本件請求時点において、国土交通省との協議が継続中であったこと、また、平成15年度交通局予算が編成途中であったことから、文書10は、本号に規定される市の機関及び国の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

(ウ) また、文書10は、交通局予算の編成途中の情報であることから、予算案として発表されるものとは、内容が異なると予想される。このため、本件請求時点において文書

10を開示すると、文書10に記録された情報があたかも確定した国庫補助額であり、交通局の予算又は予算案であると、市民が誤解し、文書10のとおり施策が展開されるものと期待することにより、多少の混乱が生ずるということはあり得ることである。

しかしながら、予算編成途中の予算要求資料と最終的な予算案の内容が異なることは、一般に予想されることであり、編成途中の予算要求資料が開示されることにより、市民の間に混乱が生じたとしても、それだけでは「不当に」市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは言えない。

- (I) そもそも、予算は、地方自治法に基づき地方公共団体の長が予算案を調製し、議会の議決を経て定められるものであり、議決により長には経費を支出する権限が付与されることとなる。このような予算制度は、長の予算編成権と議会の予算議決権を区分することで、長の自主的な予算編成を可能とするとともに、議会の審査を経ることで公正性を担保することを目的としていると解される。
- (ロ) 横浜市では、予算案全体について市議会に提案する準備が整うまでは、予算案を公開しない取扱いとしている。これは、それ以前に一部の議員に情報を提供すると、議員間で情報の格差が生じてしまい、市議会での公正な審議に支障を及ぼすおそれがあることに配慮しているものと考えられる。
- (ハ) 本件の予算要求資料は、国庫補助を要求するため、また、予算案を作成するための検討資料であるので、その内容は最終的な予算案と同一ではないが、予算案に反映されている情報も含まれている。このため、文書10を開示すると、予算案の内容を推測することができるため予算案を提案前に公にするのと同様に、議員間での情報格差が生じ、市議会での公正な審議に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
- (ニ) また、予算編成に当たっては、予算要求書等の予算要求資料が各担当課で作成され、これらの資料をもとに、局内の経理担当課による調整、局長による調整、財政局の調整・査定などいくつかの段階で検討・調整が行われることとなる。予算要求資料は、このような検討・調整過程のための資料であるので、検討・調整段階において各担当者の意見をもとに随時内容が変更・修正されていくものである。このような作業が繰り返され、各局の原案がまとめられ財政局へ提出される。財政局においても同様の作業が繰り返されることから、最終的に各局の要求内容が確定するのは、財政局長との調整が行われた後、すなわち、市長査定の段階であると考えられる。

このため、市長査定以前の予算要求資料は、意思決定がなされていないものであり、検討途中の一時点で考慮されたにすぎない情報も記録されている。このような情報が開示され、ある事業が検討されていた、あるいは、されていないという情報を市民が知ることとなると、市長が最終的に予算を編成するに当たって、特定の事業が検討されていた、あるいは、されていないということが公になっているという前提で判断しなければならないこととなる。この結果、予算編成権を持つ市長が自由な判断により予算を編成することができなくなるおそれがあることは否定できない。

(ク) したがって、予算編成途中において予算要求資料を開示すると、市議会での公正な審議に支障を及ぼすとともに、市長の予算編成における自由な判断を阻害すると認められることから、予算編成における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。よって、文書10は本号に該当する。

(ケ) なお、一部の地方公共団体では予算編成過程の情報を事前に公開しているが、これらの地方公共団体では「地方自治」の本旨に従い、自ら創設した制度として一定の基準のもとで事前公表を行っているものであるから、本市としても他都市の制度は大いに参考とすべきとしても、それが直ちに本市における条例の解釈に適用されるべきと考える必要はない。

(6) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものについては開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書2から文書5までに記録されている協定金額、文書7から文書10までに記録されている未発注工事の数量、単価及び金額並びに文書10に記録されている新規項目、数量及び金額に係る情報について、本号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

ウ 文書2から文書5までに記録されている協定金額について

(ア) 実施機関が非開示とした協定金額は、日吉駅を建設するため実施機関が東急電鉄に

委託した調査・設計等又は工事に要する費用それぞれの全体概算金額であって、複数年にわたる調査・設計等又は工事が全て終了するまでに要する経費のそれぞれの概算総額である。

(1) 当該情報の本号の該当性を検討するために、平成16年4月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

a 東急電鉄はこの協定金額に基づいて、調査・設計等については、競争入札等によりその一部を発注しており、今後残りの調査・設計等について発注する予定である。工事については、工事期間が長期になることから、工事段階別に工事発注を分割して、現在、綱島街道部及び日吉駅西口方商店街部の土留杭打設工事、地上部の路面覆工工事までの最初の工事を競争入札により発注している。今後、分割して発注する残りの工事（綱島街道及び日吉駅西口方商店街部掘削工事、慶應内トンネル掘削工事、東急下掘削工事、構造物築造工事、道路復旧工事等）については、工事の進捗に合わせ、当初発注時に競争入札で落札した工事業者に発注する予定である。

b また、協定金額は調査・設計等及び工事の完了後に発注された契約金額をもとに精算をすることとなる。

調査・設計等に関しては、事業の当初の年度にまとめて協定金額の全額を、予納金として実施機関から東急電鉄に支払っており、その後、年度ごとに執行状況の報告を受けながら、事業が終了した時点で精算を行うこととなる。

工事に関しては、工期が長期間に及ぶことから、各年度の当初に当該年度に行う予定の工事に要する金額の協議を東急電鉄から受けて、協定金額の中から、当該年度に必要とされる金額を予納金として実施機関から東急電鉄に支払っており、その後、各年度の終わりに執行状況の報告をうけて、年度当初の予納金と実際に要した金額との間に差額が生じた場合には、次年度の予納金の額に加除することで調整し、最終年度の事業が終了した時点で精算を行うこととなる。

そして、調査・設計等又は工事いずれの場合も、実際に要する金額が協定金額以下に納まるように、東急電鉄に働きかけをしているが、実際に要する金額が協定金額を超過することが生じた場合は、協定自体を改めて結び直すこととなる。

c 未発注工事のある現時点において、協定金額を公にすると、駅の建設工事に関する調査・設計等又は工事についての専門的な知識を有する業者がその金額を知ること



より、今後、東急電鉄が行う発注業務に影響を与え、当該契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、その結果、実施機関が委託した協定金額の執行及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

d 文書4及び文書5に記録されている協定金額から予納額（今回予納額及び予納済額。以下同じ。）を差し引いた残額の情報についても、予納額と照らして、協定金額を算出することができるものであることから協定金額と同様に解される。

(ウ) 以上の実施機関からの事情聴取も踏まえて、当審査会では、次のとおり判断した。

本件における協定金額は、日吉駅建設全体に係る調査・設計等又は工事に要する費用のそれぞれの全体概算総額であり、個々の調査・設計等又は工事の発注に係る予定金額ではない。

そのため、東急電鉄が今後行う未発注の工事について、当初の競争入札で落札した工事業者（以下「本件工事業者」という。）に発注する方法のもと、東急電鉄による発注がすべて完了していない現時点で本件工事業者等が当該協定金額を知ったとしても、東急電鉄が予定している個々の調査・設計等又は工事の予定金額が明らかになるものではない。

そして、本件工事業者が当該協定金額を知りえたとしても、それによって、個々の調査・設計等又は工事の発注に係る契約金額が、東急電鉄の予定金額に近い状況で高止まりになるなどの支障が生じることは考えがたく、東急電鉄が今後行う個々の調査・設計又は工事の発注業務に影響を及ぼすおそれがあるとはいえないものとする。

また、実施機関が東急電鉄と締結した協定金額が高騰するなど、実施機関における協定金額の執行及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、実施機関が行う契約、交渉に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれも認められないものとする。

以上のことは、文書4及び文書5に記録されている協定金額から予納額を差し引いた残額の情報についても同様とする。

(I) したがって、文書2から文書5までに記録されている協定金額及び残額の情報、本号に該当しない。

エ 文書7から文書9までに記録されている未発注工事の数量、単価及び金額に係る情報について

(ア) 実施機関が非開示とした情報は、各年度の予算案に記録された工区等の項目、補助金の種類、内訳請求資料に記録された工区別の土木工事等に係る数量、単価金額、金額等の各欄に記録された未発注工事の数量、単価及び金額に係るものである。

(イ) 実施機関は、文書7から文書9までに記録されている未発注工事の数量、単価及び金額に係る部分については、未契約工事の予定工事費の情報が含まれており、現段階で予定金額を公にすると、業者がその金額を知ることにより、今後の発注業務に影響を与え、当該契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について、以下検討する。

(ウ) 当審査会が、文書7から文書9までに記録されている該当部分を見分したところ、予算案には、当該年度のずい道費の駅工区の項目ごとの金額が、補助金の種類別に記録されているが、個別の工事に係る詳細な数量や単価が記録されているものではなく、各年度に行われる個々の工事の発注に係る予定金額が推察される情報とはいえない。

また、日吉駅工区の内訳請求資料には、同一頁に日吉駅工区やほかの複数の駅工区について、駅工区別の土木工事・建築工事の名称とともに数量、単価、金額、当該年度の予定額、当該年度の予定額の当該工事予算総額に対する比率が記録されている。

このうち、工事別の数量、単価及び金額は、複数年度で施行される各土木工事・建築工事の工事費の全体総額であり、また、単価については、複数年にわたり工事を施行していく中で、物価変動や施工技術・機器の性能向上等によるコストダウンなどによる変動が考えられることから、各年度に行われる個々の工事の発注に係る予定金額が推察される情報とはいえない。

当該年度の予定額は、予算案に記録されている予算額と同一の情報であり、個別の工事に係る詳細な数量や単価が記録されているものではなく、また、当該年度の予定額の当該工事予算総額に対する比率は、工事全体に係る総額に対する当該年度の予定額の比率を示したに過ぎないものであるから、各年度に行われる個々の工事の発注に係る予定金額が推察される情報とはいえない。

(エ) したがって、文書7から文書9までに記録されている未発注工事の数量、単価及び金額に係る部分の情報については、実施機関が主張するように未契約工事の予定工事費の情報が含まれているとしても、個々の工事の発注に係る予定金額が推察されるものではなく、これを公にすることによって、業者がその金額を知ることになったとし

ても、東急電鉄が今後行う高速鉄道4号線のずい道や各駅の工事に係る発注業務に影響を与えることは考え難く、当該契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(オ) 以上のとおり、文書7から文書9までに記録されている未発注工事の数量、単価及び金額に係る部分は、本号に該当しない。

オ 文書10に記録されている新規項目、未発注工事の数量、単価及び金額に係る情報について

実施機関は、文書10について本号にも該当し、非開示としたと主張しているが、前記(5)で述べたように条例第7条第2項第5号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性については判断するまでもない。

(7) 文書11及び文書12の不存在について

ア 実施機関は、文書11については、申立人に既に一部開示決定した文書3及び文書4に含まれている行政文書のほかは、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、文書12については、委託した設計業務が完了しておらず、現時点で引渡しを受けていないので、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示にしたと主張している。これらの文書の不存在について、以下検討する。

イ 文書11及び文書12の不存在について検討するため、平成16年4月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 文書11のうち概算総額内訳については、平成14年8月22日付交設第129号により一部開示決定した文書3に記載されている工事等概算額調書が対象行政文書に該当し、当該文書以外は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

(イ) 文書11のうち予納金細目については、平成14年8月22日付交設第129号により一部開示決定した文書4に記載されている平成13年度工事費等概算額調書及び工事費内訳が対象行政文書に該当し、当該文書以外は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

(ウ) 文書11に関しては、横浜市と東急電鉄が本件協定を結ぶに当たって、横浜市が積算した内訳金額の記載された文書である日吉駅概算工事費(以下「市概算内訳」という。)が別に存在する旨を申立人に対して説明している。しかし、申立人は、本件協定が東急電鉄の提示してきた金額で締結されていることから、東急電鉄が積算し、提示して

きた内訳金額のわかる文書の開示を求めている。東急電鉄が積算した内訳金額については、東急電鉄の法人内部における経営情報であり、横浜市には提示されていない。

(I) 文書12については、調査・設計協定に基づき東急電鉄に仮設構造物設計を委託しており、設計が完了した時点で成果物の引渡しを受けることになっているが、設計業務を継続中であるため、申立人から開示請求された平成14年9月18日から諮問した同年11月19日までに、当該文書を作成し、又は取得しておらず、保有していない。

(オ) 以上のことから、文書11及び文書12については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、不存在による非開示と決定した。

ウ 以上の実施機関の説明も踏まえて、当審査会は、次のとおり判断した。

(ア) 文書 11 のうちの概算総額内訳についてであるが、実施機関が説明している文書 3 に含まれる工事等概算額調書を当審査会で見分したところ、工事費と事務費それぞれの総額が記録されているだけであって、工事費と事務費それぞれの細目がわかる文書ではなかった。

しかし、実施機関が東急電鉄との協定締結に際して作成した市概算内訳には、実施機関の算定した金額の積算根拠である工事費の内訳として、工区や工種別に数量、単価、金額等が記録されており、東急電鉄においても、実施機関との協定締結に当たって、自己の算定した金額の積算根拠となる資料が作成されるのが通常であると考え。

また、協定金額が交渉を経て決定されるとしても、積算根拠がわかる程度の内訳資料の提示を受けて協定金額を決定することが通常であると考え。殊に、日吉駅建設事業に要する金額の規模や公金の支出という点から考えると、そのような積算根拠のわかる内訳資料の提示を受けずに、相手方の提示した金額で協定金額を決定したという実施機関の説明には、疑問がある。

しかし、工事費や事務費の細目がわかる文書を作成も取得もしていないため保有していないという実施機関の説明を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(イ) 文書 11 のうち、予納金細目についても、実施機関が説明している文書 4 に含まれる平成 13 年度工事費等概算額調書及び工事費内訳を当審査会で見分したところ、平成 13 年度工事費等概算額調書には、工事費と事務費それぞれの総額が記録されているが、積算根拠のわかるものではなかった。また、工事費内訳には、工事の大項目、金額及び備考に工事の概要が記録されており、大まかな内容は確認できるが、市概算

内訳のように、積算根拠がわかるものではなかった。

日吉駅建設事業に係る予納金として実施機関から支払われる金額の規模や公金の支出という点から考えると、そのような積算根拠のわかる程度の内訳資料の提示を受けずに、相手方の提示した金額で予納金額を決定して支払ったという実施機関の説明には、概算総額内訳についてと同様に、疑問がある。

しかし、実施機関が申立人に対して開示した文書のほか、平成 13 年度の予納金の細目がわかる文書を作成も取得もしていないため保有していないという実施機関の説明を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(ウ) 文書 12 については、実施機関が調査・設計協定に基づき東急電鉄に仮設構造物設計を委託して、設計が完了した時点で引渡しを受けることになる成果物であることから、現在も設計業務を継続中であり、申立人から開示請求を受けた時点では、成果物である当該文書を作成も取得もしていないため保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

なお、当審査会が確認したところによると、当該設計業務については、現在も継続中であるが、一部の設計業務については終了しており、実施機関が平成 15 年 11 月 20 日に東急電鉄から成果物の引渡しを受けている。

エ 以上のとおり、文書11及び文書12が存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (8) 結論

以上のとおり、実施機関が、文書 1 から文書 5 までについて、法人代表者印の印影を条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

実施機関が、文書 6 について、条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当するとして一部開示とした決定及び文書 7 から文書 9 までについて、条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当するとして一部開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

実施機関が、文書10について、条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当するとして一部開示とした決定並びに文書11及び文書12を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年11月19日	・実施機関から諮問書並びに一部開示及び非開示理由説明書を受理
平成14年12月25日 (第4回第二部会) 平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・ 諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成16年2月6日 (第28回第一部会)	・ 審議
平成16年2月20日 (第29回第一部会)	・ 審議
平成16年3月5日 (第30回第一部会)	・ 審議
平成16年3月18日	・ 実施機関から一部開示理由説明書(追加分)を受理
平成16年3月19日 (第31回第一部会)	・ 審議
平成16年4月16日 (第33回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成16年4月30日 (第34回第一部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成16年6月4日 (第36回第一部会)	・ 審議
平成16年6月18日 (第37回第一部会)	・ 審議
平成16年6月25日 (第38回第一部会)	・ 審議
平成16年7月2日 (第39回第一部会)	・ 審議
平成16年7月30日 (第41回第一部会)	・ 審議